入札参加資格審査申請を 14団体で共通化・オンライン化します

本市を含む岩手県南広域の5市3町6一部 事務組合では、事業者の利便性の向上を図る ため、入札参加資格審査の申請事務を共同で 実施します。令和5・6年度受け付け分から 申請手続きを共通化し、申請は原則オンライ ンでの受け付けとなります。

なお、団体によっては追加で資料を求める 場合があります。詳しくは各団体のホーム ページをご確認ください。

■対象業種

物品·役務、建設工事、建設関連業務 ※花巻市の場合、役務はリースのみ

■受付期間

11月1日(火)~30日(水)〔土・日曜日、祝日を 除く〕

※申請時期が従来より早まります。また、申

請事務の共同実施に伴い、物品・役務に関 して従来3年としていた有効期間を2年に 統一するため、改めて今回申請が必要とな ります

■参加団体

花巻市、北上市、奥州市、遠野市、一関市、 金ヶ崎町、西和賀町、平泉町、岩手中部水道 企業団 ほから団体

申請の手引きなど、詳しくは市ホームペー ジ(https://www.city.hanamaki.iwate. jp/business/nyusatsu 🍱 🖽 🗷 🗷 keiyaku/1017317/index. html)に掲載しています

【問い合わせ】本館契約管財課(☎41-3519)



木造住宅の耐震化に助成しています

【問い合わせ】 新館建築住宅課(☎41-3567)

市は、震災に強いまちづくりを進めるた め、木造住宅の耐震化助成を実施。令和3年 度から木造住宅耐震補強工事に対する助成額 を拡充して支援しています。

耐震化を考えている人は、工事などを行う 前に、新館建築住宅課へご相談ください。

①木造住宅耐震診断

木造住宅の耐震診断が一定金額で受けられ る制度です。

■個人負担金 1件につき3,000円

②木造住宅耐震補強工事等助成

木造住宅の耐震補強工事の経費を助成する 制度です。

耐震補強工事助成

■助成額 対象経費の5分の4(限度100万円) ※令和3年度から助成額を拡充しています

「例]

- 。工事費が250万円の場合、補助金額100万円
- 。工事費が100万円の場合、補助金額80万円

簡易耐震補強工事助成

- ■助成額 対象経費の2分の1(限度額30万円) 「例]
- 。工事費が90万円の場合、補助金額30万円
- 。工事費が30万円の場合、補助金額15万円

(1)②共通

■対象となる住宅

昭和56年5月31日以前の建築基準法により 建築された平屋および2階建ての木造住宅

■提出先

新館建築住宅課または各総合支所建設係 ※提出書類など詳しくは新館建築住宅課(☎ 41-3567)までお問い合わせください

新型コロナウイルス感染症対策関連事業のお知らせ

12月28日まで

温泉宿泊施設等利用促進事業 ~日帰り入浴に限定して支援を再開へ



【問い合わせ】本館観光課(☎41-3542)

市では10月1日(土)から食事付き日帰り入浴 に限定して支援を再開。市内温泉宿泊施設など を利用した場合の費用を助成しています。

- ■助成額 利用者1人当たり1,000円
- ※2.000円未満(消費税込み、入湯税別)のプラ ンは対象外
- ■助成対象 県民または県内で勤務している人 ※団体利用の目安は15人程度
- ■助成期間 12月28日(水)まで
- ■利用方法
- ①利用を希望する施設に電話などで本事業を利 用することを伝え予約
- ②利用日当日、予約した施設の受付で利用申込

書に必要事項を記入の上、提出

- ※居住地や勤務地を確認(団体の場合は代表者 1人)できる書類を提示してください ③助成額を差し引いた利用料を支払う
- *対象となる施設や利用申込 書は、市ホームページに掲 載しています



新型コロナウイルスの感染状況により、本事 業を中止・停止することがあります。この場 合、本事業の利用者が予約をキャンセルして もキャンセル料は徴収されません

申請期限は 12月2日

第2弾飲食店等緊急経営支援金 ~対象事業者に10万円を支給~

【問い合わせ・申請】本館商工労政課(〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3539)

市では、新型コロナウイルス感染症の影響に より売り上げに特に大きな影響を受けている市 内飲食店や自動車運転代行業を営む事業者に 「飲食店等緊急経営支援金」を支給します。本年 5~6月に実施した同支援金(第1弾)の給付を 受けた事業者も第2弾の給付対象となります。

- ■対象 次の要件を全て満たす事業者
- ▶市内に本店または主な事業所を有している 事業者▶主な業種が飲食業または自動車運転 代行業を営む事業者▶支援金受給後も事業継 続の意思がある事業者
- ■支給額
- 。飲食店…1店舗当たり10万円
- ※飲食店は、調理したものを店内で飲食するた めの客席(イートイン)を有する店舗に限ります (そうざい店、仕出し屋、弁当屋などは対象外)

- 自動車運転代行業…1事業者当たり10万円 ※同支援金(第2弾)の交付は1事業者1回まで
- ■申請方法 申請書兼請求書に必要事項を記入 の上、▶飲食業…保健所が発行する営業許可 証、自動車運転代行業…岩手県公安委員会が発 行する認定書▶□座通帳一の写しのほか、下記 の書類を添えて下記へ郵送で提出
- 個人事業主…▶本人確認書類▶令和3年分所 得税確定申告書または令和4年度市民税・県 民税申告書ーの写し
- ∘ 法人…履歴事項全部証明書の写し
- ■受付期間 10月17日(月)~12月2日(金)(必着)
- *申請様式などは、市ホーム ページに掲載しています





傷病手当金 ~国民健康保険・後期高齢者医療の加入者が対象~



【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)

国民健康保険または後期高齢者医療の加入者 が、新型コロナウイルス感染症の感染または感 染が疑われる場合に仕事を休むなどして、勤務 先から給与を受け取ることができなかった場合 に、傷病手当金を支給しています。

- ■対象 次の要件を全て満たす人
- ▶国民健康保険または後期高齢者医療の加入 者▶新型コロナウイルス感染症に感染または 発熱などの症状で感染の疑いがあり、就労で きなかった期間がある場合▶勤務先から給与 の支払いを受けている加入者で、全額または 一部の支給を受けられなかった場合
- ■支給期間 就労できなかった期間のうち、初

- めの3日間を除いた4日目以降の期間 ※就労できなかった期間の4日目が令和2年1 月1日~4年12月31日の間に含まれているこ とが要件
- ■支給額 1日につき直近3カ月間の給与収入 の合計額を就労日数で割った金額の3分の2
- *申請方法など詳し くは、市ホーム ページで紹介して います





傷病手当金

国民健康保険の 後期高齢者医療の 傷病手当金

(P) 2022(R4).10.15